

## ④ 財産評価基本通達の改正に対する意見公募

**Q** : 相続税の申告のときなどに使う財産評価基本通達が改正されるようで、意見が公募されているとか。どのような内容について改正される予定なのですか？

**A** : 次のような内容について改正される予定です。

### 【解説】

財産評価基本通達で改正が予定されている項目には、次のようなものがあります。

- ① 奥行価格補正率表等の改正  
以前より細かく規定されています。
- ② 国税局長の指定する株式の廃止  
国税局長の指定する株式の拠り所となっていた日本証券業協会の登録銘柄の登録基準が廃止されたので、これを廃止する予定としています。
- ③ 類似業種比準方式の改正
  - ・ 類似業種の株価及び各比準要素の数値は、1株当たりの資本金の額を50円とした場合の株式数を基として計算していましたが、会社法の施行により、資本金ゼロの会社もできるようになったことから、これを改正することとされました。
  - ・ 自己株式がある場合は、簿価純資産価額から自己株式を控除し、併せて発行済株式数からも自己株式数を控除して求めます。
  - ・ 1株当たりの配当は、直前期末以前2年間における剰余金の配当金額を基に計算することとされました。

